時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

# 時事新報

第二千六百八十號
明治廿三年六月九日　月曜日
舊曆庚寅四月廿二日（辛、酉）
日出午前四時二十六分　日入午後六時五十四分
月入午前十時三十二分　滿潮午前九時四十四分　午後十時十三分
（西曆一千八百九十年）

**時事新報定價**

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

**時事新報廣告料前金**

| 一行五號活字廿四字詰 | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上 |
|---|---|---|---|
| 一行ニ付 | 十二錢 | 十一錢 | 十錢五厘 |

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

## 時事新報

### 法律の始末

國會將さに開かんとして政府は其準備に忙はしく就中會計の事は特に注意する所にして例へば從前士族の授産、商工業の獎勵など稱して或る會社又は或る人へ貸渡したる資金等も今度は悉皆その始末して取る可きは取り、與ふ可きは與へて今より後日の紛紜を絶ち以て國會の席に面倒を少なくせんとの意あるよし至極尤なる次第にして金を貸したるは既往の事に屬し其時には種々樣々入込みたる情實もありしことなれば今日と爲りて唯その證文のみ殘りて取立べき金なきものを其まゝに差置くときは正味の金は政府に返らずして徒に紛擾の種を國會に遺すの恐あるが故に一刀兩斷の處分は誠に今日に於て要用なる可し然るに我輩は政府の爲めに謀り金の始末の外に尚ほ始末す可きものあれば敢へて當局者の注意を促さゞるを得ず即ち前年政府より公布したる法律の事あり例へば石油取締規則の始めて世に現はれたるは明治十四年のことにして十六年二月に至り之を改定して更に布告したれども其まゝに施行を延期せられて爾來何等の沙汰を聞かず當時石油發焔點の高低に就ては頻りに取調ありて學術上に於ては當工部大學校の教頭ダイベルス氏を始めとして宇都宮三郎氏中村貞吉氏等も取調を囑托せられ今尚ほ其囑托中なりと云ふ今日に於ては朝野殆んど忘れたるが如くなれどもいよ／＼國會の開場に及び議員が議を起して彼の石油取締規則は何の要用の爲めに發布して何の差支の爲めに發布の久しき之を實施せざるや今後の始末は如何するやと質問することもあらば當局者の答辯は隨分面倒なる可し又有名なるブールスの一條も今日尚ほ未だ始末に至らず取引所條例は發布したれども取引の實地に施す可らざるは明白なるにも拘はらず當時相場所は之を遵奉するとて明治二十四年七月までの生存を許したり、行はれざるの新法を行はんとして舊法の廢止には期限を定めたり、政府は何等の要用に迫られて人民の商賣上に斯る大變動を起したるや我輩は初めより其理由の所在を知らざるものなり商賣に相場所の必要なるは誠に人の明に知る所にして今更論ふ者もなく定期の賣買あれば其國に投機の行はるゝも免かる可らざる勢にして之を禁ずるの方便あるを聞かず唯我國の古學者流の輩が商賣の主義を知らずして漫に喙を容れ時々商況の變を見て奸商の所爲など唱ふる陋論に逢ふては相場所も當惑の次第なれども所謂奸商論も今日と爲りては最早や陳腐にして耳を傾くる者もなかる可ければ之を度外に置き、いよ／＼政府の見る所にて當相場所の規則に不都合ありと認むるならば商人等と協議して徐々に改正を施す可きのみ實際に行はる可らざる新法を設けて之を行ふにもあらず又廢するにもあらず人民の大利害を半空に懸けて其私有を浮雲の如くならしむるは是れぞ無益の殺生にして利民の本色にあらざればブールスの新法も彼の石油取締規則と共に今日唯今斷然廢止する方官民雙方の利益なる可し或は一度び公布したる法律は假令へ實際に行はれざるにもせよ其儘に止むるは不都合なるが故に何とか改正を加へて其事實に差支の部分のみを除き兎も角もして新法を維持せんとの説あれども是れは誠に益もなきことにして所謂差支の部分を除き盡せば新法は唯名のみ存して有名無實に歸す可し石油規則とて其發焔の度を低くすれば一切差支なかる可しと雖も斯る規則を設るは無規則の無事なるに若かずブールスの法も亦斯の如し其箇條中に就て此れを改め夫れを除き段々に改正すれば殆んど當相場所の規則に等しきものを生ず可きが故に斯る手數を煩はして人民の商賣安を犯すよりも簡單に舊法を存して唯止むを得ざる處に限りて改正を施す可きのみ政府は正に國會の準備に忙はしと云ふ其多事繁忙の中に實際に行はれざる法律を遺して議場に話柄を與へ質問と云ひ答辯と云ひ徒に時日を費して事に益する所なきは準備の旨にあらざるが如し左なきだに我輩は國會議場の多言を恐るゝ者にして成る可くは議會の當分數年の間は議論を少なくし政府も人民も諸共に次第に事に慣れて次第に會議の佳境に入らんことを冀望し樣々に苦慮する其最中に分り切つたる屁理窟の話柄を遺して議場の質問答辯の資に供せんとす之を評して政治家の事と云ふ可らず但し多事を悦ぶは少年の常なればブールス法の改正を云々して從來の相場所を此方向に導き日本の商法を斯の如くして全體の氣風を一新するなど種々無量の新案は多分政府中の第二三流に行はるゝことならんなれども新案必ずしも妙ならず今の政府の必要は兎も角もして民安を維持するに在り進で人を導て事を起さんよりも寧ろ民利を保護して物論の生ずるを防ぐこそ智者の事なれ其際には或は堪へ難き場合もあらんなれども國政大變革の今日に當りては政府の長老たる者は必ず事を盤石にして細利害を放棄し以て數年間の波瀾に堪へんこと我輩の竊に祈る所なり

## 雜報

**〇醫科器の素人評**（昨日の續）　次に岩本五兵衛氏（屋號いわし屋日本橋區本町三丁目）の出品に移る抑も同氏の店に於て販賣する醫科器械の世間に名高き所以は主として彼の有名なる器械鍛冶前田與吉氏の製作したるものを一手に賣捌くが爲めなり又同氏の出品は其數甚だ多からず且つ一箱若くは一具等に纏りたるものなく皆離れ／＼の品のみなるが先づ此前田氏の手に成りたるものより記さんに膿瀉剪刀左右二挺代金四圓三十錢、有齒剪刀一、價金二圓七十錢、肋骨用刀一、四圓五十錢、接續鉗子一、四圓、鼻骨剪刀一●、二圓二十錢、鼻用剪刀一、一圓二十錢、鼻痔鉗子二個一組三圓、喉頭鉗子一、三圓三十錢、尿道切解器一箱代金二十圓、袖珍外科器械一箱金二十三圓等の類は流石に刃物は天下一と稱せらるゝ前田與吉氏の作丈けありて尋常一樣の物とては一つもある事なく悉く皆非凡の腕前と意匠とを有するものにあらざれば製作すると能はざる品のみなるが就中尿道切解器、接續鉗子、及び喉頭鉗子の如きに至りては迚も凡手の企て及ばざる所にして氏が手際の程ぞろ現はれたり又袖珍外科器械一箱は品物の撰方取揃へよろしく手際勝れて如何にも切味善さうに見受けたり前田氏の一の弟子と聞えたる鈴木滋之助氏の作婦人科器械六品入一箱代金十五圓五十錢は中々上出來其内なる復刀は鋏樣のものを引くときは雙方に刃をはぢき出すの仕掛あるが實用の點は兎も角も隨分手際を要する品なり又同人の作なるミクロトーンあり代金四十二圓にして萬木氏の出品より七圓丈け高價なるも出來方は却て下りて工合あしく殆んど實用に適せざる可し又故醫科大學の助教授今田東氏の新工風に出でたる解剖用の注射器二臺何れも唧筒仕掛けにて血管の中へ溶液を注入するものなるが一は溶解したる金屬を注射するものにして代價金二十五圓一は他の液汁を注入するものにて代金十二圓なるが外に類例もなく解剖學上には頗る便益なる可し總て此岩本五兵衛氏の出品は他に割合して代價の高きは專ら良工を使用して精巧なる器械を製出せん事を勸むるが故なる可し就中前田與吉氏の作に係るものは先づ概して普通より一倍前後の高價なれ共此れ丈けは何人も實地に使用して其價格あるを許す者の如し且岩本氏の出品は重に前田氏の作を始めとして何れも皆餘り巧妙奇異に失して却て實用に遠きものゝ如し是れ單に工人の腕前を示すに止り此至巧なる手際あれば他は推して知る可しとの意を以て出品したる者ならば勿論差支なきも若し然らずして醫科器械の本色は實際此の如きものなりと爲す事あらば或は正鵠を失するものにはあらざる可きか（未完）

### 軍艦縱覽の案内

日本は海を環らす申さば嶋國にして四方八面何れからにても船を横着にせらるゝ誠に便利の國なれ共其代りイザ戰爭とあれば敵の軍艦が又何處からでも來り襲ふの心配あり然る故に寧ろ陸軍よりも海軍を盛にして不虞の變に備へざる可らず一任日本と外國と直接の戰爭はなきにもせよ今東洋多事の世の中に在ては何時朝鮮又は支那露西亞等が此東海に事を構ふるやも知る可らず其時は嚴重に中立の覺悟をして又十分中立し得らるゝ丈けの用意は爲さゞる可からずとは即ち日本海軍擴張論者の毎々八ヶ間敷論ずる所にして政府の筋にても亦年々大金を之が爲めに支拂ふ譯合なり然るに其海軍の模樣は如何に成行て軍艦の備へは何處迄に運び艦内の士官水兵は日々何事を爲して居るかも一切不案内にては餘り物事を遣り放し過ると申すものにて第一國民たるの注意を缺ものと云ふ可し是非の議論は都て物

事を知りたる上のは
らずに善惡の批評は
ぬが肝要と案内者は
けたり其處此處隈な
一士官の話を聞くに
到る所に歡迎せられ
を一見したる上は十
細かに尋ね問ひ果け
ち土地の評判とあん
ゝ事南洋の僻隅にて
特に英人に多くして
るは其小兒の衣服に
一般は推知せられぬ
數せしは古來海軍の
之に反して日本は海
然まで目醒しき軍功
人民の海軍を見るよ
あれ共此氣風は實に
ならず蓋し板子一
受け繼ぎて神社佛閣
し觀る者をして一
海軍の氣風を養ふ
の際にも左まで世
巡る時なぜは却て
れども畏くも帝都
横濱の邊にありて
切に近きとも申す
て買ひ來りたる時
り尤も其以前は艦
嚴ある軍艦には近
遠慮する者もあら
け擴げて衆庶の望
傳へて暇あれば來
注意を促がすに足
の話しを聞くに付
縱覽の案内を爲す
百も合點なりと云
ず日本海軍の爲め
横須賀常備艦隊
和、葛城の六艦に
艦は日本海軍中
隊は或は品川灣
兎に角東京近海
揃ふて日本沿海
川灣に碇泊せし
に戰鬪射擊演習
横濱に歸り來る
横濱を常繫所と
るの日多かる可
るを第一着とす
軍艦を縱覽する
艦の内にても扶
成る可くあらば
は姉妹にして何
[illegible]りあし殊に此
見の人には甚だ
を審き高千穗は
ちに見分けも付
として指令長官
して他の各艦と